

| | | | |
|------|-----------------------------|---------------------------|---------|
| 陳情番号 | 陳情第19号 | 受理日 | 29. 3.1 |
| 件名 | UR借り上げ市営住宅住み替え募集一時休止についての陳情 | | |
| 陳情者 | 住所 | 西宮市津門大筒町 氏名(団体名) 松田 康雄 | |

【陳情の趣旨】

西宮市の借り上げ市営住宅5団地の内、シティハイツ西宮北口団地は平成27年9月末にURとの20年間の借り上げ期限が到来した。西宮市は何の落ち度もない継続入居を求める当該住宅の7世帯の入居者に対して、明け渡しと損害賠償を求めて提訴した。昨年10月に裁判が始まり本年3月2日には第4回目の口頭弁論が開かれる予定です。

平成27年12月議会において提訴議案が継続審査となり、平成28年3月議会建設常任委員会において都市局参事は提訴に至る経過を次のように説明した。

『既に住み替えにご協力いただいた方と、これから借り上げ期限を迎える借り上げ市営住宅に現在入居している方との公平性の観点からも、この問題の早期解決を図るためには司法の場に判断を委ねざるを得ないと改めて判断しました』、また和解については『今後、和解の道を選択できるとすれば、訴訟上の和解という道をとることになると判断します』と説明した。

しかるに、以上の如く西宮市は司法の場に判断を委ねる必要があると明らかにしているにもかかわらず、提訴以後も借り上げ市営住宅4団地の入居者に対して住み替え募集を継続して行っている。裁判の結果は予断を許さないところであるが、万が一西宮市が敗訴ということも考えられなくもなく、裁判所の判断が出るまで住み替え募集を継続すればこの間に新たな不公平を生じさせることにもなりかねない。

よって以下のことについて要望いたします。

【陳情事項】

シティハイツ西宮北口団地入居者7世帯に対する提訴以後も継続して行っている借り上げ住宅4団地の住み替え募集を、裁判所の判断が下されるまで一時休止するよう市長に要請すること。